

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊本県玉名郡菊水町

## 2 構造改革特別区域の名称

菊水町夢が輝き未来へ翔く子育て特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

熊本県玉名郡菊水町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

菊水町の地勢は、熊本県の北部に位置し、阿蘇外輪山の麓から流れる菊池川が町の東北部から西部にかけて流れ、河川の流域に耕地を形成しています。また、「江田船山古墳」をはじめとする国指定史跡がたくさん点在する「緑と清流と古墳の町」である。

人口は、昭和35年には1万人を超えていたが、徐々に減少し、現在は6,911人（平成16年4月1日現在）と31%の減少となっている。また、高齢化率が21.10人、30.5%となっている。就学前児童は277人（4%）となっており、少子化の進行が著しくなっている。

一方、幼児を取り巻く家庭環境は、核家族化が一層すすむなか、女性の社会参加の促進や雇用機会の拡大などにより、共稼ぎ家庭が増加している。このため働く母親が増加し、保育需要が一段と高まって多様な保育ニーズや保育対象児童の低年齢化がすすんでいる。

本町では、平成15年度まで町立の3保育所（中央・東・西）を運営していた。その内、東保育所が昭和48年に木造平屋を建築し30年が経過し老朽化したことに伴い、改築の必要があり、平成11年度から検討を行ってきた。その中で少子化の影響で残り2保育所を含めた統合を検討するため平成12年3月町議会の保育所統廃合問題特別委員会が設置された。

特別委員会では、保育所の現状調査や保護者へのアンケート調査等を行った。また公設公営の保育所や公設民営の保育所等を視察し、3園を統合し民設民営の保育所をつくることで保護者等への説明会を行った。その結果保護者には、3園統合、民設民営による保育所運営を支持してもらった。

施設の整備及び運営については、昭和63年から町の誘致により「菊水ひまわり幼稚園」を運営されている学校法人有明中央学園に委託することとなった。それにより、社会福祉法人有明中央福祉会による保育園と学校法人有明中央学園による幼稚園の幼保合築施設を建設することとなった。

児童福祉施設は、平成15年度に町有地を譲渡し、国庫補助等を受け建設が完了した。また同時に町内の別の場所であった「菊水ひまわり幼稚園」を参考資料1（配置図）のとおり隣接して建設を行った。

これにより、平成16年4月1日から『菊水ひまわり園』として開園し、運営を

始めた。乳幼児保育や延長保育、一時保育、学童保育、障害児保育等保護者の要望も多岐になっているが、私立保育所への移管により保護者の要望に充分答えられるものとなった。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

平成16年4月1日に開園した菊水ひまわり園は、幼稚園と保育園、それに地域子育てセンターを融合させた子育て総合施設である。

建設時においては、保育園と幼稚園を分離して建設しておりますが、テラスでつながっており、それぞれの保育室や幼児用トイレ等はそれぞれの専用面積となっている。調理室と屋外施設（遊具・園庭等）は共用となっている。

幼稚園と保育園との関係については、昭和38年10月28日文初初第400号・児発1046号の通知により「保育所のもつ機能のうち、教育に関することは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」との見解が示されており、幼稚園教育要領と3歳以上児の保育所保育指針において幼児教育の指導方法や内容に差異があってはならないことになっている。

これまで、本町においては、幼稚園（私立）と保育所（公立）が別々の場所に設置され運営されていたので、幼保相互の交流が困難な状況であった。しかし今回の幼保合築施設においては、日常的に交流活動が可能な施設である。家庭環境の違いや親の勤務形態によって幼稚園と保育園に分離することは、同じ町の子供にとって不自然である。幼保が同じカリキュラムで保育（教育）が実施されることで平等・公平な保育を受けることができることに大きな意義がある。

幼稚園児と保育園児の制服も同じであり、各種の行事や活動も合同で行い、保護者会も一本化しており、今後幼保の一体的な運営を実施することで今まで以上に施設の有効活用ができるものである。また幼児の社会性、創造性を涵養していく上で大きな成果が得られるものである。

このようなことから、全国に先駆けて幼保一元化施設の認定を受け、今後すべての園活動において公平・平等な保育活動を行い、幼保分け隔てのない幼児教育と保育の実施を計画的に推進する。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

この計画の目標は、幼稚園と保育園が相互の交流活動を実施するに留まらず、合同活動を日常的に行う。特区内において教育・保育を必要とする幼児を対象に、同じ保育室に保育園児と幼稚園児が同じ教育・保育を受けることにより、公平・公正な教育・保育の場や機会を提供することになる。また、これにより菊水町の幼児教育・保育の振興・充実を図るものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特例措置により菊水町において合同保育が可能となる児童の数は、3歳以上児163名と町内全域の対象者数の94%にのぼり、大きな効果が期待できるものである。

これにより安心して子供を産み育てることができ、子どもを持つ親が安心して働ける環境づくりなど少子化対策である次世代育成支援行動計画（平成17年3月策

定予定)にも大きな影響を与えるものと思われる。特に現在は、幼稚園児の保護者においては、午後3時前後に園児が帰宅するためパートや臨時職員としての就労が主である。今後この特区申請が認定されれば、午後6時までは延長保育ができるようになり正職員・正社員として就労できるようになり、地域の雇用体系や労働環境の改善にも大きく寄与し、雇用の促進と所得の増加により産業の振興などに大きく資するものである。

## 8 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

914 保育園における保育園児及び幼稚園児の合同活動事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

幼保一元化保育を行うにあたり次のことを計画的に推進する。

### (1) 幼保一元施設「菊水ひまわり園」運営委員会の開催

保育所については、公立から私立へ移管したことにより、保護者の不安がありそれをとりのぞくため、また今後、幼保一元化による保育を行う上で保護者会とは違う立場から園の運営について協議を行い円滑な運営ができるよう委員会を開催する。

委員の構成については、保護者代表8名、町議会議員3名、町職員2名(教育課長、福祉課長)、ひまわり園代表2名としており、年4回開催する予定である。

### (2) 子育て支援センターの充実

平成15年度まで町立中央保育所で月3回行っていた子育て支援センター事業もきくすい保育園へ委託したことにより月4回開催し、町内全区域の全ての子育て家庭の支援活動を行うことができる。

- ・ 育児相談、育児情報の提供
- ・ 園開放
- ・ 年齢が異なる幼児間の交流
- ・ 子育てサークル(にこにこクラブ)との交流
- ・ 子育てボランティアの育成

これらの幼稚園、保育園、子育て支援センターの3つの施設が合築されたことにより同じ敷地内でそれぞれの機能を連動させることにより、子育て家庭の多様なニーズに応えられ、この地域の特色にあった幼児の教育・保育と子育て支援の充実を図る。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育園児等の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

学校法人 有明中央学園（理事長 菅原秀一）

菊水ひまわり幼稚園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

（１）主 体 学校法人 有明中央学園（理事長 菅原秀一）

菊水ひまわり幼稚園

（２）区 域 菊水町全域

（３）実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

（４）定 員 80人

（５）事業により実施する保育基準

児童福祉施設最低基準（面積、職員配置）を適用する。

保育者は、幼稚園教諭と保育資格を有するものを充てる。

保育内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に準ずる。

（６）整備された施設

菊水ひまわり幼稚園 配置図 参考資料 1、2

延べ床面積 454.75㎡

### 5 当該規制の特例措置の内容

過疎地域指定を受けている本町の就学前人口は、別紙 1 に示すとおり毎年減少傾向である。このことは、今後も続くことが予想され、幼稚園は定員割れの状況になっている。今後もこのような傾向は続くことが予想される。これは、核家族化や女性の社会進出により共稼ぎが増えたことなどが原因であると思われる。依然として続く少子化により地域における幼児同士の活動機会も減少している。

このようなことから町では、町内にただひとつの幼保一元施設を設けることにより、安心して子どもを産み育てる環境が醸成され、幼保の分け隔てのない保育が可能となり本町の子どもたちの健やかな心身の成長や社会性、協調性が養われ、たくましく生きる力と豊かな情操を育てることができる。また、保護者においても、幼保一元化について説明を行った結果、幼稚園、保育園どちらの保護者からも十分な理解が得られ、強く要望されている。

幼保の定員の枠内で合同活動事業の実施を行うことにより、幼稚園教諭と保育士の併有者を充て指導体制を整える。幼稚園教育要領と保育所保育指針に準じた保育

目標や各種行事の合同事業の実施により、保育の質の向上と職員相互の連携・強化を図りながら、幼保一元化保育体制の構築を行う。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号 914

名称 保育園における保育園児及び幼稚園児の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

社会福祉法人 有明中央福祉会（理事長 菅原秀一）

きくすい保育園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

（１）主 体 社会福祉法人 有明中央福祉会（理事長 菅原秀一）  
きくすい保育園

（２）区 域 菊水町全域

（３）実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

（４）定 員 150人

（５）事業についてより実施する保育基準

児童福祉施設最低基準（面積、職員配置）を適用する。

保育者は、幼稚園教諭と保育資格を有するものを充てる。

保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に準ずる。

（６）整備された施設

きくすい保育園 配置図 参考資料1、3

延べ床面積 1389.5㎡

### 5 当該規制の特例措置の内容

過疎地域指定を受けている本町の就学前人口は、別紙1に示すとおり毎年減少傾向である。このことは、今後も続くことが予想され、いずれ保育園も定員割れの状況になると思われる。これは、核家族化や女性の社会進出により共稼ぎが増えたことなどが原因であると思われる。依然として続く少子化により地域における幼児同士の活動機会も減少している。

このようなことから町では、町内にただひとつの幼保一元施設を設けることにより、安心して子どもを産み育てる環境が醸成され、幼保の分け隔てのない保育が可能となり本町の子どもたちの健やかな心身の成長や社会性、協調性が養われ、たくましく生きる力と豊かな情操を育てることができる。また、保護者においても、幼保一元化について説明を行った結果、幼稚園、保育園どちらの保護者からも十分な理解が得られ、強く要望されている。

《特例措置適用の要件》

幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

〔職員数〕

平成16年4月1日現在

区分	幼稚園			保育園		合同活動を行う人数	合同活動を行うクラス数	合同活動を行うクラスの職員数（幼保兼任）
	人員（現員）	学級数	専任教諭数	人員（現員）	専任保育士数			
0歳児				3	1			
1歳児				21	4			
2歳児				25	5			
3歳児	12	1	1	30	2	42	2	3
4歳児	16	1	1	39	2	55	2	3
5歳児	26	1	1	39	3	65	3	4
合計	54	3	3	157	17	162	7	10

保育所児と幼稚園児を合同で保育する3歳以上児の人数は、3歳児42名、4歳児55名、5歳児65名である。3歳以上児の保育に直接従事する職員は、保育園保育士と幼稚園教諭の併有の資格者を充て、職員は3歳児に対し3名、4歳児に対し3名、5歳児に対して4名を配置し、保育園保育士と幼稚園教諭の兼務辞令を交付する。

〔面積〕

区分	合同活動を行う人数	合同活動を行うクラス数	合同活動を行うクラスの合計面積	児童福祉施設最低基準（1.98㎡）に基づく最大人数
3歳児	42	2	128㎡	64
4歳児	55	2	112㎡	56
5歳児	65	3	208㎡	105
合計	162	7	448㎡	225

保育室の面積は、3歳児128㎡（2クラス）、4歳児112㎡（2クラス）、5歳児208㎡（3クラス）あり、各保育室を幼児一人あたりの最低基準面積（1.98㎡）で換算すると、4歳児64名、4歳児56名、5歳児105名であり適用要件を満たしている。

〔保育内容〕

保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものとし、保育目標と教育課程等を定め、保育の充実を計る。

このように、この「きくすい保育園」は、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」に基づき整備した幼保一元施設であり、今後3歳から5歳児の幼保合同活動（合同保育）を実施する。